

C(Z)01-01

宮警本務第1045号

平成4年6月1日

県本部各部課長
殿
県下各警察署長

宮城県警察本部長

宮城県警察のシンボルマーク及びシンボลมスコットの制定について

(通達)

警察本部新庁舎の落成記念と県警察のC I活動の一環として、この度、県警察のシンボルマーク及びシンボลมスコットを制定したので、各所属にあっては、所属職員に周知徹底を図るとともに、各種警察活動における積極的な活用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

近年における都市化、国際化、高度情報化等の進展に伴い、警察事象が複雑・多様化し、警察を取り巻く環境はますます厳しい情勢にある。

このような中において、県民の理解と協力に支えられた警察活動を推進していくためには、県民と警察との触れ合いやきずなを一層深めて、警察に対する信頼と理解を高めていく必要がある。

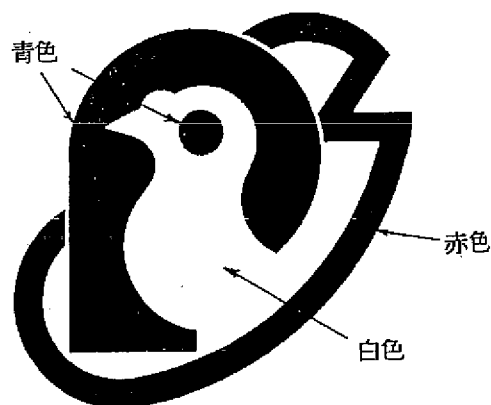
このため、「県民とともに」を運営の指針としている県警察が、真に県民から親しまれ、愛されるものでなければならないことから、警察本部新庁舎の落成を機に、県警察のイメージアップを図り、「強く、明るく、親切な警察」を県民にアピールし、親しまれ、愛される警察の確立に役立てることを目的としてシンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「マーク等」という。）を制定したものである。

2 制定の内容

(1) マーク等は、次のとおりとする。

ア シンボルマーク

(7) 基本図形



(イ) 意図

宮城県の頭文字「M」、POLICEの「P」をデザイン化したもの。楕円形の「M」は地域（宮城県）で警察と県民の輪を、「P」の中の「ハト」は住民が安心して暮らせる平和な社会を表現している。

ブルーは英知と信頼、レッドは情熱と県民を象徴している。

イ シンボルマスコット

(7) 基本図形



愛称「みやぎくん」

(4) 意図

県の鳥「ガン」をモチーフにし、県の花「ミヤギノハギ」をアンテナにして無線で応答している姿をマスコット化したもの。県警の進歩、向上、信頼及び発展を象徴している。

愛称の「みやぎくん」は、県民を守る警察にふさわしく、かつ、県民から親しみや愛着があり、しかも、覚えやすく、呼びやすいもので、広くゆきわたる愛称とするため、宮城県の県名を愛称にしたものである。

この愛称は、

- ・ **み** んなから親しまれ、愛される警察
- ・ **や** さしく、強く、たくましい警察
- ・ **ぎ** っちりと堅いきずなで結ばれた、県民とともにある警察

を意味し、「県民とともに」を運営の指針として「強く、明るく、親切な警察」の確立を図る宮城県警察を表現している。

3 マーク等の活用

(1) 制定したマーク等については、日常の警察活動をはじめ、交通安全運動、

防犯運動等の各種行事や県民との交流の機会において積極的に活用し、広く県民に浸透を図るものとする。

(2) 活用範囲は、各種警察活動において、マーク等の制定趣旨から活用可能なものすべてに用いるものとし、

- ・ ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物
- ・ 機関紙、広報誌（紙）等の広報資料
- ・ ステッカー、シール等の貼付物
- ・ 人形、ぬいぐるみ等のがん具類
- ・ バッジ、ネクタイピン等の装飾品
- ・ テレホンカード等の記念品
- ・ 懸垂幕、横断幕、プラカード、立看板等の看板類

等に積極的に活用することとする。

4 活用上の留意事項

- (1) マーク等を活用する場合には、規定どおりの図柄及び配色とすること。
- (2) 警告書、呼出状等、職権を行使するための文書や法令等により規定の様式等には使用しないこと。
- (3) マーク等を用いたポスター等を風俗営業所等の取締り対象場所に掲示する場合は、掲示場所、営業内容等を十分検討すること。
- (4) 交通安全協会、防犯協会等においてマーク等を活用する場合においても、前記事項について指導し、適切な活用に配慮すること。

5 その他

- (1) マーク等については、第三者からの不正使用を防止するため、平成4年3月26日、特許庁に対し商標法に基づく商標登録の出願を行っている。
- (2) マーク等の活用に関する質疑は、警務課企画第一係（☎2419、2423）を行うこと。